

参考資料

浦安市印鑑条例施行規則（昭和52年規則第10号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(本人等の確認)</p> <p>第4条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 条例第4条第2項、第3項及び第5項、第8条第1項並びに第9条第1項に規定する市長が適当と認める書類は、官公署の発行した免許証若しくは許可証、旅券若しくは身分証明書のうち写真のちよう付があるもの、健康保険の被保険者証又はこれらに類するもので市長が指定するものとする。</p> <p>4・5 省 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(本人等の確認)</p> <p>第4条 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>3 条例第4条第2項、第3項及び第5項、第8条第1項並びに第9条第1項に規定する市長が適当と認める書類は、官公署の発行した免許証若しくは許可証、旅券若しくは身分証明書のうち写真のちよう付があるもの、<u>年金手帳</u>、健康保険の被保険者証又はこれらに類するもので市長が指定するものとする。</p> <p>4・5 同 左</p>